

「千葉市中小企業者緊急特別支援金」の対象期間（9月～11月）を追加します ～原油価格・物価高騰の影響に苦しむ事業者向けの支援金～

千葉市では、コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰への対策として、「千葉市中小企業者緊急特別支援金」の対象期間に令和4年9月～11月を追加しますので、お知らせします。

1 事業概要

コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く個人及び法人等の中小企業者に対して、市独自の支援金として「千葉市中小企業者緊急特別支援金」を創設し、8月25日から受付けを開始しています。

これまでは、支援金の対象期間を令和4年4月～8月としていましたが、今回新たに令和4年9月～11月を追加します。

(1) 原油価格・物価高騰対応

対象期間	令和4年4月～8月			令和4年9月～11月
給付要件	以下の①～③に該当すること。 ①原油価格・物価高騰の影響により対象期間の対象となる費用（原材料費、燃料費、光熱費）の合計が、対前年比で増加していること ②千葉市内に本店（法人）又は主たる事業所（個人事業主）を有する中小企業者 ③今後も千葉市内で事業を継続する意思がある者			
コスト増加額	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	<u>20万円以上</u>
給付額 (1者あたり)	5万円	10万円	15万円	<u>一律10万円</u>
受付期間	令和4年8月25日～令和5年1月31日 (12月15日締め切りを期間延長)			<u>令和4年12月1日～令和5年1月31日</u>

(2) BCP策定加算

ア 給付要件

以下の（ア）～（ウ）に該当すること。

（ア）1（1）原油価格・物価高騰対応の受給者であること

（イ）中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針入門コースで定める7項目

（①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直し）を含むBCPを策定していること

(ウ) 自然災害及び感染症を踏まえたBCPを、令和2年4月以降に策定又は改定していること

イ 給付額 1者当たり10万円

ウ その他(ア)BCP策定加算の受付期間は原油価格・物価高騰対応と同様です。

(イ)BCP策定加算の受給は令和4年4月～8月又は令和4年9月～11月のいずれか1度限りです。

2 申請方法

オンライン又は郵送で申請してください。

申請書類は、市役所本庁舎(2階産業支援課)、区役所に配架するほか、ホームページに掲載します。

3 申請サポート

(1) 説明会及び個別相談会の開催

ア 開催日時 令和4年12月14日(水) 14:00

イ 開催場所 千葉市生涯学習センター3階 大研修室(中央区弁天3-7-7)

(2) ホームページへのBCP説明動画の掲載

ホームページには、支援金の申請書やBCPの参考様式のほか、BCPの必要性や概要、具体的な書き方を収めた動画を掲載します。

(3) 対面相談窓口の設置(申請期間中、常設)

面会又はオンラインによる相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。

※ 事前予約が必要です。

4 その他

(1) 問い合わせ先

千葉市中小企業緊急特別支援金事務局(委託事業者 株式会社JTB千葉支店)
〒260-0015 千葉市中央区富士見2丁目15番11号 IMI千葉富士見ビル4階
電話 043-202-1821(平日8:30~17:30 土日・祝日はお休み)

(2) ホームページURL

<https://chibacity-kinkyushien.com/>

